

特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

令和元年7月24日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第5条の規定の施行のために整備することが必要となる、内規の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

- 期 間： 令和元年5月23日から同年6月21日（30日間）
対 象： 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案
方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

- 御意見数：2件
- 御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

○特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案に対する御意見とそれに関する考え方

意見対象	通し 番号	御意見(要約)	考え方
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案	1	条項が移動されている理由を明らかにしてほしい。 なぜ9月1日の施行日の日付で、その移動が必要となるのか分からない。	<p>条項の移動が行われている部分は、いずれも原子力規制委員会が行う登録認証機関等の登録の審査です。これらは、原子力規制委員会による登録が明確に規定されている条文を引用するように改め、条項番号の順番で並び替えることとしました。</p> <p>この並び替えの作業は、令和元年9月1日を施行日とする特定放射性同位元素の防護措置の義務化に伴う改正内容と関係しませんが、この機会を利用して記載の適正化を行っております。</p>
	2	どの項目が審査基準で、どの項目が処分基準なのか、事業者にとって分かりやすく示してほしい。	<p>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等(以下「審査基準等）」は、現行においては審査基準のみが掲載されております。</p> <p>なお、不利益処分の基準として判断に必要な内容は、多岐に渡り、類型化になじみ難いため、現時点では、審査基準等の別表に掲載しておりません。</p>

3	2ページの改正前及び改正後の「審査基準又は処分基準」欄の「告示」には法令番号が記載されているため、1ページの改正後の「審査基準又は処分基準」欄の4行目の「規則」(8ページの改正後の「第41条の5第1項前段」の「審査基準又は処分基準」欄の3行目の「規則」についても同様)にも法令番号を記載したほうがよいと思う。	御指摘を踏まえ、法令番号を追記しました。
4	16ページの改正後の注2の2行目にある「設定」は、「規定」のほうがよいのではないか。	御指摘の記載は、行政手続法第5条第1項の「審査基準を定めるものとする」に対応しているもので、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準」の例に倣い、「設定」としているものです。
5	16ページの改正後の注2の1行目にある「具体的な審査基準」について、「基準」を敷衍した「具体的な審査基準」の作成が困難であっても、その上部規定である「基準」は規定されるべきではないか。「基準」そのものが作成できないというのであれば、その理由は何か。	御指摘の登録機関の休廃止に係る許可については、様々な状況を踏まえた個別具体的な判断が必要になるため、一義的に基準を定めることは困難だと考えております。